

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年9月30日
【会社名】	Abalance株式会社
【英訳名】	Abalance Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 光行 康明
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川2 - 2 - 4 天王洲ファーストタワー5F
【電話番号】	03 - 6864 - 4001
【事務連絡者氏名】	管理副本部長 国本 亮一
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川2 - 2 - 4 天王洲ファーストタワー5F
【電話番号】	03 - 6864 - 4001
【事務連絡者氏名】	管理副本部長 国本 亮一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2020年9月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2020年9月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 10円 総額51,685,160円

ロ 効力発生日

2020年9月29日

第2号議案 定款一部変更の件

「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行う。

また、機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能にするため、剰余金の配当等を取締役会決議によっても行い得るよう、現行定款第47条と第48条を変更する。

第3号議案 監査等委員でない取締役2名選任の件

光行康明、龍潤生を監査等委員でない取締役に選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

佐伯英隆、日下部笑美子、六川浩明、若杉武治を監査等委員である取締役に選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

茂木政昭、福田州秀を補欠の監査等委員である取締役に選任する。

第6号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員でない取締役の報酬額上限を年額1億円に改定する。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額上限を年額30百万円に改定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	28,713	24		(注) 1	可決(99.9%)
第2号議案 定款一部変更の件	28,701	36		(注) 2	可決(99.8%)
第3号議案 監査等委員でない取 締役2名選任の件 光行 康明 龍 潤生	28,715 28,716	22 21		(注) 3	可決(99.9%) 可決(99.9%)
第4号議案 監査等委員である取 締役4名選任の件 佐伯 英隆 日下部 笑美子 六川 浩明 若杉 武治	28,711 28,711 28,710 28,710	26 26 27 27		(注) 3	可決(99.9%) 可決(99.9%) 可決(99.9%) 可決(99.9%)
第5号議案 補欠の監査等委員で ある取締役2名選任 の件 茂木 政昭 福田 州秀	28,716 28,716	21 21		(注) 3	可決(99.9%) 可決(99.9%)
第6号議案 監査等委員でない取 締役の報酬等の額決 定の件	28,694	43		(注) 1	可決(99.8%)
第7号議案 監査等委員である取 締役の報酬等の額決 定の件	28,696	41		(注) 1	可決(99.8%)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。